

# 本学独自の学費免除の各種基準等

## (ア) 本学独自の学費免除による学力基準

### 【学業等の基準】

令和2年度2年次以上に在学する学生の学業等の基準	
ア	GPA（平均成績）が、所属学部/学科または課程等において上位 1/2 の範囲に属すること
イ	修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

令和2年度に入学する学生の学業等の基準	
入学試験の合格をもって、学業等の基準を満たしていると判断します。	

### 【学業成績の基準】

区分		学業成績の基準
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況であると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く）
	2	GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況であると認められること（「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く）

「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、学費免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

## (イ) 学費減免に係る学力基準判定に使用する標準修得単位数

### 【標準単位数】

標準単位数					
学年	学部生	修士課程 博士前期課程	博士後期課程	専門職大学院	特別専攻科
1	入学前の修得単位数は確認しない				
2	31	10 (5)	4 (2)	23	
3	62		8 (6)		
4	93				

GPAの順位が下位 1/2 の場合は、標準単位数を満たしていない場合、学費免除は実施されません。

( )の数字は、後学期入学者の標準単位数

(ウ) 本学独自制度による学費減免の金額

【判定基準表】

学種	入学料免除適格者		授業料免除適格者			徴収猶子適格者 (入学料・授業料)
	全額	半額	全額	半額	1/4 額	
☆学部生 (令和元年度以前入学の日本人)	—	—	I	II	III	I ~ V
▼学部 1~4 年次生 (留学生)	—	—	I	II	III	
★修士・博士前期課程 (日本人)	I	II~IV	I	II	III	
▼修士・博士前期課程 (留学生)	I ~ V		I	II~V	—	
博士後期課程 (日本人)	I	II~V	I	II~V	—	
博士後期課程 (留学生)	全員	—	I	II~V	—	
★専門職学位課程	I	II~IV	I	II	III	
★特別専攻科	I	II	I	II	III	

☆印の学種は、令和4年度までの期間に限り、一人親世帯または多子世帯の学生に対し免除額の上乗せがあります。

【半額免除 → 9/10 額免除】 【1/4 額免除 → 9/20 額免除】

▼印の学種は、所得割額段階表はあくまで目安とし、収入の内訳 (仕送りやアルバイト、給付奨学金の受給状況) を確認し、生活に困窮度が認められる場合に、本学の予算の範囲内で実施します。

▼印、★印の学種は、本学予算の状況で、判定基準表に定める授業料免除額の減額措置が行われる場合があります。

【所得割額段階表】

基準	所得割額 (父母の合算額)	備考
I	0 円	「家計基準」は、原則、左記に記載のある父母の課税証明書の市町村民税所得割額の合算額を基準とします。右記は所得割額を年収とした場合の目安であり、独立生計及び私費外人留学生の選考でのみ適用します。
II	100 円 ~ 51,300 円未満	
III	51,300 円 ~ 102,600 円未満	
IV	102,600 円 ~ 154,500 円未満	
V	154,500 円 ~ 304,200 円未満	

※ 政令指定都市は、市町村民税所得割額 (税率 8% の額) ではなく、税源移譲前の税率 6% の額で算定します。